

宿泊約款

(適用範囲)

第1条

1. 旅館が宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めることによるものとし、この約款の定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 旅館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

第2条

1. 旅館に宿泊約款の申込みをしようとする者は、次の事項を旅館に申し出ていただきます。
 - ① 宿泊者名
 - ② 宿泊日及び到着予定時刻
 - ③ 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - ④ その他旅館が必要と認める事項
2. 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、旅館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第3条

1. 宿泊契約は、旅館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、旅館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊約款が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として旅館が定める申込金を、旅館が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により旅館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊約款はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、旅館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約

第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、旅館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、旅館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

第5条

1. 旅館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - ① 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - ② 満室により宿泊施設の余裕がないとき。
 - ③ 宿泊の申し込みをしようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及びその構成員並びにその関係者であるとき。
 - ④ 宿泊しようとする者が、宿泊に関してまたは旅館内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、使用禁止薬物の所持もしくは使用、他の利用客に著しく迷惑を及ぼす行為、その他法令公序良俗に反する行為をするおそれがあるとき。
 - ⑤ 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - ⑥ 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
 - ⑦ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - ⑧ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - ⑨ 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び、宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

宿泊者の契約解除権

第6条

1. 宿泊客は、旅館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 旅館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は、一部を解除した場合（第3条第2項の規定により旅館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、旅館が第4条第1項の特約に応じた場合であっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、旅館が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 宿泊客は、到着予定時刻に変更があるときには事前の連絡が必要となり、旅館は、宿泊客が連絡しないで宿泊当日の到着予定時刻になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することができます。

旅館の契約解除権

第7条

1. 旅館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
 - ① 宿泊の申し込みをしようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及びその構成員並びにその関係者であるとき。
 - ② 宿泊者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及びその構成員並びにその関係者であるとき。
 - ③ 宿泊しようとする者が、宿泊に関してまたは旅館内で、暴行、脅迫、恐喝、不当

な要求、賭博行為、使用禁止薬物の所持、もしくは使用、他の利用客に著しく迷惑を及ぼす行為、その他法令公序良俗に反する行為をするおそれがあるとき。

- ④ 宿泊客が伝染病であるとき、又はその疑いが濃厚なとき。
 - ⑤ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - ⑥ 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - ⑦ 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、及び、宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - ⑧ 施設内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他旅館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - ⑨ 宿泊台帳に記載のない人の宿泊や宿泊人数の虚偽報告をしたとき。
 - ⑩ 第10条に違反する事由が認められるとき。
2. 旅館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊者がいまだに提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第8条

1. 宿泊者は、宿泊日当日、旅館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - ① 宿泊者の氏名、年令、性別、住所及び職業。
 - ② 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日。（確認の為、パスポートのコピーをとらせていただきます。）
 - ③ 出発日及び出発予定時刻。
 - ④ その他旅館が必要と認める事項。
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

宿泊施設の使用時間

第9条

1. 宿泊客が旅館の宿泊施設を使用できる時間は、午後3：00から翌午前11：00までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 旅館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の宿泊施設の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - ① 午後2：00迄は、1時間5,000円（税抜き）。
 - ② 午後2：00以降は、室料金の100%。
3. 旅館では午前10：00から午後1：00までは宿泊施設清掃時間となりますので、宿泊客が在室の場合でも入室する場合がございます。ゴミ回収は3日に一度行わせていただきます。
4. 旅館では、チェックインとチェックアウトの時間を以下の通り設定します。
 - ① チェックインの時間は宿泊日当日の午後3：00から午後6：00まで。
 - ② チェックアウトの時間は出発日当日の午前8：00から午前11：00まで。

利用規則の遵守

第10条

宿泊客は、旅館内においては、旅館が定めた利用規則に従っていただきます。

その他施設の使用時間

第11条

1. 旅館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けのパンフレット、各所の掲示、宿泊施設内のサービス説明書等でご案内いたします。

① フロントサービス時間

フロント ザターミナルキョウト 営業時間 午前9:00～午後6:00

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

第12条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は旅館が認めた宿泊券、クレジットカード等により、宿泊客の到着の際、フロントにおいて行っていただきます。
3. 旅館が宿泊客に宿泊施設を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

旅館の責任

第13条

旅館は、宿泊約款及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが旅館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

契約した宿泊施設が提供できないときの取扱い

第14条

旅館は、宿泊客に契約した宿泊施設を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

寄託物等の取扱い

第15条

1. 当館ではフロントにて物品又は現金並びに貴重品等、お預かり致しません。
2. 宿泊客が旅館内にお持込みになった物品又は現金並びに、貴重品について、旅館の故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても旅館は責任を負いかねます。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第16条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って旅館に到着した場合は、その到着前に旅館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が旅館に置き忘れられていた場合は、その所有者が判明したときは、旅館は当該所有者にその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて7日間旅館にて保管し、その後貴重品については最寄りの警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます。（飲食物・雑誌に関しては即日処分とさせていただきます。）
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての旅館の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

宿泊客の責任

第17条

宿泊客の故意又は過失により旅館が損害を被ったときは、当該宿泊客は旅館に対し、その損害を賠償していただきます。

免責事項

第18条

旅館内からのコンピューター通信のご利用につきましては、宿泊客ご自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、旅館は一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用により第三者に損害が生じた場合には、利用者がその損害を賠償するものであり、旅館は何ら責任を負わないものとします。

合意管轄

第19条

本約款に関して生じる一切の紛争については、旅館の所在地を管轄する京都地方裁判所又は京都簡易裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

(別表第1) 宿泊料金等の内訳 (第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内訳	税金の精算
宿泊者が支払うべき 総額	宿泊料金	1. 基本宿泊料・室料 2. 清掃料 3. 消費税	消費税 (1 + 2) の 8 %
	追加料金	4. 飲食及びその他の利用料 金 5. サービス料 6. 消費税	消費税 (4 + 5) の 8 %

(別表第2) 違約金(第6条第2項関係)

不泊	当日	前日	2~4日前	5~8日前	9日前
100%	100%	80%	50%	20%	0%

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず1日分(初日)の違約金を収受します。